

公益上必要な施設・物件に表示・設置する 屋外広告物の許可基準（案）

1 本許可基準の適用範囲

戸田市屋外広告物条例（平成 25 年条例第 39 号）第 7 条第 5 項第 3 号に掲げる屋外広告物（以下「広告物」という。）又は掲出物件に対する許可を行うものに適用する。

2 表示できる広告物

表示できる広告物は、「戸田市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」に準じて、以下に該当しないものとする。

- （1） 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- （3） 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- （4） 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （5） その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

3 デザイン上の留意点

戸田市屋外広告物ガイドラインに即していること。

なお、戸田市景観計画の屋外広告物の景観形成の基本方針において定めている、「まち並み景観の魅力を高める質の高い広告デザインの誘導」を行うため、必要に応じて、戸田市都市景観アドバイザーに意見を聴くものとする。